

住所地特例の適用対象について：平成23年10月20日以降に新規設置するもの  
 (旧適合高専賃から移行するものを除く)

設置種別→  ↓特定施設入居者 生活介護の指定の 有無	サービス付き高齢者向け住宅（サ付き住宅）		有料老人ホーム		
	有料老人ホームに該当するサービスの提供を行っていないサ付き住宅	有料老人ホームに該当するサービスの提供を行っているサ付き住宅		有料老人ホーム	
		賃貸借契約方式	賃貸借契約方式以外（利用権契約方式）	賃貸借契約方式	利用権契約方式
特定施設入居者生活介護の指定を受けているもの		適用対象	適用対象	適用対象	適用対象
特定施設入居者生活介護の指定を受けていないもの	対象外	適用対象 (※ただしH27.4.1以降の入居者のみ)	適用対象	適用対象	適用対象

※住所地特例の対象であると、当該住居の入居者は変更前の住所が所在する市町村が行う介護保険の被保険者となります。